

# 株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

## 株式会社タチエス

代表取締役社長 樽 見 耕 作

### 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年6月26日（木曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 目的事項  
報告事項 1. 第56期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第56期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、上期は企業の設備投資や輸出の増加により堅調に推移いたしましたが、下期は原油・原材料価格の高騰や急激なドル安の進行等により、景気先行きの不透明感が急速に増し、厳しい状況となりました。

自動車業界におきましては、国内の新車販売は、乗用車が前期（4～3月）比1.2%減、トラックが12.5%減、軽自動車は6.8%減となり、軽自動車を含む国内自動車新車販売台数は5.3%減の531万9千台と2年連続で減少しました。

一方、輸出台数は北米市場のサブプライムローン問題等による消費減退の影響はあるものの、中国を含むアジア諸国、中近東への輸出拡大により、前期比10.4%増の676万9千台と6年連続で増加しました。

これらにより、当期における国内自動車生産は軽自動車を含め1,179万台と前期比2.5%増となりました。

また、日系自動車メーカーの海外現地生産は、前年（1～12月）比8.1%増の1,185万6千台と大幅に増加し過去最高となりました。

このような経営環境のもと、当社グループは「ビジョン2010」の実現に向け、国内事業基盤の整備拡充、海外事業の安定化を推進してまいりました。

その結果、経済情勢の影響はあるものの、売上高につきましては、国内での新規車種立ち上がりによる増加、海外での本格生産による増加により、2,652億円（前期比22.3%増）となりました。

利益面につきましては、米国子会社での操業準備及び量産立ち上げ等一時費用の負担もありましたが、増収の効果により、営業利益は36億5百万円（前期は営業損失1億9千万円）となりました。また、経常利益段階では、為替差損の発生や国内持分法適用会社の業績悪化の影響を受けたものの、海外持分法適用会社の貢献等もあり、経常利益は39億1千4百万円（前期比570.8%増）、当期純利益は21億1千1百万円（前期は当期純損失5億3百万円）となりました。

当期における事業別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 自動車座席事業等

新規車種を中心に販売が好調に推移し、売上高は2,645億8千4百万円（前期比22.4%増）、営業利益は42億5千2百万円（前期比855.8%増）となりました。

#### ② 不動産関連事業

保有資産の有効活用と安定した収益の確保を目的に、当社において不動産賃貸事業を行っております。売上高は6億1千5百万円（前期比0.5%増）、営業利益は3億2千6百万円（前期比11.6%増）となりました。

当期における所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

既受注車種も含め、輸出向け車種を中心に販売が好調に推移したことから、売上高は1,429億9千万円（前期比19.5%増）、営業利益は31億2千万円（前期比73.8%増）となりました。

② 米国

当期より販売を開始したタックル シーティング U.S.A.LLCの販売も含め、新規車種の販売効果により、売上高は539億1千8百万円（前期比24.4%増）、営業利益は6億8千5百万円（前期比714.1%増）となりました。

③ カナダ

売上高は、前期とほぼ同水準の330億7千4百万円（前期比1.0%減）となりましたが、前期と比べ、新規車種立ち上げ費用負担等の特殊要因もなかったことから、営業利益は2億1千4百万円（前期は営業損失5億8千1百万円）となりました。

④ メキシコ

事業拡大の効果により、売上高は258億1千1百万円（前期比41.4%増）、営業利益は2億2千6百万円（前期は営業損失1億6千1百万円）となりました。

⑤ フランス

部品販売の増加や開発費の回収により、売上高は6億4千3百万円（前期比108.1%増）となりましたが、固定費をカバーするまでに至っておらず、前期に比べ損失は減少したものの、営業損失1千6百万円となりました。

⑥ 中国

当期より本格生産に入ったことから、売上高は87億6千1百万円（前期比357.7%増）、営業利益は3億1千4百万円（前期は営業損失3億6千4百万円）となりました。

なお、当社の事業統括部門（管理部門等）に係る費用9億7千3百万円は配賦不能営業費用とし、各事業別セグメント及び所在地別セグメントの営業費用には含めておりません。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注・モデルチェンジ等に伴う生産対応設備及び研究開発拠点の新設等を中心に、総額56億9百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の自動車業界の見通しにつきましては、米国における市場の冷え込み、原油・原材料価格の高騰、ドル安により、国内需要は停滞し、BRICs諸国や中近東などでの需要拡大が期待されるものの、米国市場の影響により輸出は伸び悩むことが予想されます。

また、海外における日系自動車メーカーの現地生産も同様で、ほぼ横這いと考えられます。

こうした中、当社グループといたしましては、「ビジョン2010」で掲げた目標を早期に実現すべく、以下の諸施策に取り組んでまいります。

「収益拡大」を最重点課題として

① 付加価値改善の取組み

② 固定費削減の取組み

これら諸施策をスピーディーにかつ的確に実行してまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第53期 (平成17年3月期)	第54期 (平成18年3月期)	第55期 (平成19年3月期)	第56期(当期) (平成20年3月期)
売 上 高(百万円)	183,655	210,790	216,857	265,200
経 常 利 益(百万円)	6,795	4,477	583	3,914
当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△)(百万円)	4,002	1,940	△ 503	2,111
1株当たり当期純利益 又 は 純 損 失 (△)(円)	165.19	57.15	△15.00	68.01
総 資 産 (百万円)	93,787	105,908	109,120	110,050
純 資 産 (百万円)	46,529	50,848	51,796	49,682
1株当たり純資産(円)	1,773.78	1,505.25	1,512.08	1,449.56

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第53期は、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップが収益に大きく貢献し、また、国内では新規受注車種の売上拡大もあり、売上高、経常利益、当期純利益共に増加いたしました。
3. 第54期は、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップの販売が通期で寄与し、売上高は増加したものの、開発費の増加や為替変動の影響等により、経常利益、当期純利益は減少いたしました。なお、平成17年5月23日付で、1株につき1.3株の割合で株式分割を実施しております。
4. 第55期は、売上高は増加したものの、中国、米国及び英国で設立した合併会社での生産準備費用の負担等により、経常利益は減少し、また、国内持分法適用会社の過年度損益の調整額を特別損失に計上したこと等により、当期純損失となりました。なお、第55期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
5. 第56期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0 %	自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	77.7	各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
株式会社日新工業所	50 百万円	100.0	自動車用部品・その他金属部品のプレス加工、販売
タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	43 百万 US\$	100.0	北米における営業、開発業務
シーテックス INC.	5 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
シンテック INC.	1 百万 US\$	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タックル シーティング U. S. A. LLC	22 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
インダストリア デアシエント スペリオル S. A. DE C.V.	431 百万 Mex\$	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 百万 CAN\$	100.0 (100.0)	カナダにおける管理統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	30 百万 CAN\$	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L.	7 百万 EURO	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万 RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極 (広州) 汽車内飾有限公司	38 百万 RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の ( ) 内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。
2. インダストリア デアシエント スペリオル S. A. DE C. V. の資本金は、インフレーション会計に基づき再評価しております。
3. 株式会社日新工業所は、重要性が増したことにより、当期より子会社に含めております。
4. 株式会社Nui Tec Corporationは、縫製事業の一括管理・運営による効率化及び競争力強化を目指し、平成19年5月1日付で同社子会社の立川工業株式会社及び富士高工業株式会社を吸収合併いたしました。

## (11) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

自動車座席・座席部品の製造及び販売

## (12) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

## ① 当社

本 社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術センター（東京都青梅市）	技術センター愛知（愛知県安城市）
工 場	愛知工場（愛知県安城市） 青梅工場（東京都青梅市） 平塚工場（神奈川県平塚市） 追浜工場（神奈川県横須賀市）	武蔵工場（埼玉県入間市） 栃木工場（栃木県下野市） 鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）
営 業 所	金沢営業所（石川県白山市）	

## ② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都青梅市
株式会社タチエスパーツ	東京都青梅市
立川発条株式会社	東京都昭島市
株式会社日新工業所	埼玉県入間市
タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
シンテック INC.	米国 ノースカロライナ州
タックル シーティング U. S. A. LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スベリオル S. A. DE C. V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・ パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L.	フランス ヴェリジー・ピラクブレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省

(注) 所在地欄には本社所在地を記載しております。

### (13) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

#### ①企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	4,782	715(増)
開発部門	445	39(減)
営業・購買部門	183	7(増)
事業統括部門	323	4(増)
合計	5,733	687(増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等651名は含んでおりません。  
2. 従業員の増加につきましては、在外子会社の増産並びに本格稼働によるものであります。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,384	39(増)	37.2	13.0

- (注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等56名は含んでおりません。

### (14) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 2,755
日本生命保険相互会社	700
株式会社三菱東京UFJ銀行	409
明治安田生命保険相互会社	200

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 当社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,047,120株（自己株式3,975,726株を除く）
- (3) 株主数 4,320名（前期末比9名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	千株 2,157	% 6.95
日野自動車株式会社	1,521	4.90
株式会社齊藤	1,514	4.88
ダンスケ バンク クライアンツ ホールディングス	1,358	4.38
齊藤 静	1,166	3.76
タチエス取引先持株会	1,022	3.29
河西工業株式会社	905	2.92
シービーエヌワイ ディエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ	787	2.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	773	2.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	762	2.46

(注) 出資比率は自己株式（3,975,726株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員に交付された新株予約権等の状況（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当期中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会決議及び同年6月28日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、信託型ライツプランの導入の一環として、三井アセット信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行しております。当該新株予約権の概要は以下のとおりです。

新株予約権の総数	70,000,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式70,000,000株 (新株予約権1個当たり1株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	買取者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、①当社株券等について20%以上の株券等保有割合を保有する者又は保有すると取締役会が認める者になったとして公表がなされた日から10日間が経過したとき、又は②当社株券等について、買付け後における株券等所有割合が特別関係者のそれと合わせて20%以上となるような公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したとき（以下、①と併せて「権利発動事由」という）に限り、買取者等以外の者のみが行使することができる。
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日から平成21年6月30日まで（ただし、平成21年6月30日以前に権利発動事由が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日まで）
新株予約権の取得条項	①権利発動事由が生じた場合に、権利行使の条件に従い新株予約権を行使できない場合は、すべての新株予約権を無償で取得できる。 ②権利発動事由発生時点までの間、取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断する場合は、すべての新株予約権を無償で取得できる。

#### 4. 当社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役会長 最高経営責任者 代表取締役社長 (最高執行責任者)	齊 藤 潔	
代 表 取 締 役 (副 社 長)	○ 樽 見 耕 作	経営監査室担当
取 締 役 (常務執行役員)	○ 小 池 満 也	開発部門長
取 締 役 (常務執行役員)	○ 田 口 裕 史	海外事業統括部門長 タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締役会長 タチエス カナダ LTD. 取締役社長 タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L. 取締役社長 インダストリア デ アシエント スペ リオル S. A. DE C. V. 取締役会長 営業部門長、事業統括副部門長
取 締 役 (常務執行役員)	○ 松 下 和 好	事業統括部門長
取 締 役 (常務執行役員)	○ 野 上 義 之	事業統括部門長
取 締 役 (常務執行役員)	木津川 迪 洽	弁護士
常 勤 監 査 役	小 泉 忠 男	
常 勤 監 査 役	川 崎 守 之	
監 査 役	河 合 弘 之	弁護士
監 査 役	一 法 師 信 武	公認会計士、税理士、 東北大学会計大学院教授

- (注) 1. 取締役木津川迪洽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役河合弘之、一法師信武の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小泉忠男氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有する他、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. ○印は執行役員兼務者であり、( ) 内は執行役員の地位であります。
6. 平成19年6月27日開催の第55回定時株主総会において、新たに野上義之氏が取締役に、一法師信武氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 平成19年6月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、近藤 仁氏、三木浩之氏、工藤恭一氏が取締役を退任し、宮下卓也氏が監査役を退任いたしました。
8. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
常務執行役員	三 木 浩 之	タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締役社長
常務執行役員	並 木 一 章	株式会社Nui Tec Corporation代表取締役社長
常務執行役員	木 村 利 光	泰極(広州)汽車内飾有限公司董事長
常務執行役員	小 林 英 治	泰極汽車内飾(太倉)有限公司董事長
常務執行役員	川 村 清 憲	品質保証部門長、開発副部門長
常務執行役員	久 次 米 好	開発副部門長
常務執行役員	福 田 清 憲	生産部門長
常務執行役員	矢 島 讓 豊	生産技術部門長
常務執行役員	中 野 泰 明	営業副部門長
常務執行役員	大 野 隆 明	生産副部門長
常務執行役員	和 歌 月 泰 逸	購買部門長
常務執行役員		車種企画部門長
常務執行役員		インダストリア デ アシエント スペリオル S. A. DE C. V. 取締役社長
執行役員	西 村 茂 博	生産副部門長
執行役員	針ヶ谷 睦 陸	事業統括副部門長
執行役員	蒲 生 睦 陸	営業副部門長
執行役員	松 下 隆 陸	海外事業統括副部門長
執行役員		広州泰李汽車座椅有限公司董事長
執行役員		鄭州泰新汽車内飾件有限公司董事長
執行役員	石 川 毅	開発副部門長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7 名	197, 273 千円	(うち社外取締役 1 名 6, 500 千円)
監査役 4 名	43, 012 千円	(うち社外監査役 2 名 6, 820 千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額216,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額54,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会において付議いたします取締役賞与(社外取締役及び監査役は除く)及び当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役木津川迪治氏は、クローバー法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、クローバー法律事務所と当社の間取引はありません。

監査役河合弘之氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士を兼務しており、当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。

②他の会社の社外役員の兼任状況

監査役河合弘之氏は、興研株式会社社外監査役を兼務しております。

③当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木津川 迪 洽	社外取締役	当期開催の取締役会12回中12回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
河合 弘 之	社外監査役	当期開催の取締役会12回中8回に、また、監査役会9回中8回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師 信 武	社外監査役	平成19年6月27日就任以降開催の取締役会10回中10回に、また、監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 当社の会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

あらた監査法人

(2)会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,572千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

#### (5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務を委託しております。

#### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社会計監査人の選任の基準が満たされない事態が生じ、改善の見込みが立たない場合は、その会計監査人を解任又は不再任とすることができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 6. 当社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・ 環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、すべてのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・ 国の内外を問わず、すべての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・ 社は「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度規定等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。

社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。

グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。

コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。

- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
- 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクをあらかじめ予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として各部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。

- 3) コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
    - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
    - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
    - ・取締役会における中期経営計画の策定と執行役員会における月次のフォロー
    - ・取締役会における年度事業計画の策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
  - 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ経営管理について、国内事業は事業統括部門が統括し、海外事業は海外事業統括部門が統括する。
  - 2) 事業統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
  - 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。
    - <国内関係会社>
      - ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
      - ・関係会社社長会（年2回開催）
    - <海外関係会社>
      - ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
      - ・北米経営コミッティー（2ヵ月毎に開催）
- ⑥監査役を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
  - 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。



- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
  - 2) 監査役会は、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
  - 2) 監査役は、監査役、会計監査人、事業統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定例的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
  - 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。
  - 4) 会計監査人と社長のトップミーティングを開催する。
  - 5) トップの指示が各部門長に的確に伝わり実行されているかを確認するため、会計監査人による部門長ヒアリングを実施する。

## (2) 当社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持、発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定さ

れているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

このため当社は、不適切な企業買収に対しては、必要かつ相当な対抗を行うことにより、当社の企業価値及び株主等ステークホルダーの利益を守る必要があると考えております。

## ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として「ビジョン2010」を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

「ビジョン2010」で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として「私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する」を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の二段階で達成することにしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- ・北米地域における開発拠点の拡充と欧州地域における基盤整備
- ・米国、英国、中国における日産事業の展開
- ・メキシコ事業の拡充

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいります。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成22年度までにグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制を整備しております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期1年への短縮などを実施しており、コーポレートガバナンスの充実に務めております。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的なIR活動を展開してきております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年6月28日に開催された定時株主総会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が20%以上の結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入いたしました。信託型ライツプランは、当社が予め信託銀行に新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みであります。

### ④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社が導入した信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されることがないように、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発

動の適切性を判断する役割を担います。

当社は、弁護士や専門家の見解を踏まえ、導入について真摯に検討を重ねた結果、当社の現状・特性を考慮した場合、現行法制度のもとで当該信託型ライセンスプランを採用することが、当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を守るための合理的手段として、最も望ましい方策であると考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当につきましては、事業年度毎の利益の状況と事業展開の動向、更には連結配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持を基本方針とし、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど株主の皆様への利益還元に努めております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び中長期的な成長と利益の確保のため、研究開発、国内外事業展開などへ積極的に投資し、盤石な経営基盤の確立に努めております。

なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>60,944</b>	<b>流動負債</b>	<b>51,650</b>
現金及び預金	11,402	支払手形及び買掛金	39,876
受取手形及び売掛金	37,969	短期借入金	1,388
有価証券	242	未払法人税等	1,160
たな卸資産	7,652	役員賞与引当金	35
前払金	1,085	未払費用	5,203
繰延税金資産	1,060	その他	3,986
その他	1,558	<b>固定負債</b>	<b>8,717</b>
貸倒引当金	△ 28	長期借入金	2,701
<b>固定資産</b>	<b>49,106</b>	繰延税金負債	174
<b>有形固定資産</b>	<b>30,740</b>	退職給付引当金	1,524
建物及び構築物	11,714	役員退職慰労引当金	455
機械装置及び運搬具	10,337	その他のれん	10
土地	6,043	その他	3,849
建設仮勘定	1,070	<b>負債合計</b>	<b>60,368</b>
その他	1,574	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>2,006</b>	<b>株主資本</b>	<b>43,216</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,359</b>	資本金	8,145
投資有価証券	14,493	資本剰余金	7,699
長期貸付金	68	利益剰余金	30,941
繰延税金資産	306	自己株式	△ 3,570
その他	1,610	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,788</b>
貸倒引当金	△ 119	その他有価証券評価差額金	631
<b>資産合計</b>	<b>110,050</b>	為替換算調整勘定	1,157
		<b>少数株主持分</b>	<b>4,677</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>49,682</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>110,050</b>

# 連結損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	265,200
売上原価	249,972
売上総利益	15,227
販売費及び一般管理費	11,622
営業利益	3,605
営業外収益	
受取利息	265
受取配当金	139
負債のれん償却額	28
持分法による投資利益	830
その他	484
営業外費用	
支払利息	306
為替差損	777
その他	355
経常利益	3,914
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	77
ゴルフ会員権売却益	0
補助金収入	235
特別損失	
固定資産処分損	161
投資有価証券評価損	161
減損損失	31
ゴルフ会員権評価損	27
たな卸資産処分損	12
税金等調整前当期純利益	3,834
法人税、住民税及び事業税	1,619
法人税等調整額	169
少数株主損失	65
当期純利益	2,111

連結株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	8,145	7,699	29,682	△3,568	41,958
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△341	—	△341
当期純利益	—	—	2,111	—	2,111
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
その他の	—	—	△511	—	△511
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	1,258	△1	1,257
平成20年3月31日残高	8,145	7,699	30,941	△3,570	43,216

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	1,858	3,130	4,989	4,848	51,796
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△341
当期純利益	—	—	—	—	2,111
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	0
その他の	—	—	—	—	△511
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,227	△1,973	△3,200	△171	△3,371
連結会計年度中の変動額合計	△1,227	△1,973	△3,200	△171	△2,114
平成20年3月31日残高	631	1,157	1,788	4,677	49,682

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 14社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、(株)日新工業所、タチエ エンジニアリング U.S.A. INC.、シーテックスINC.、シンテックINC.、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス カナダLTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナー シップ、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極 (広州) 汽車内飾有限公司

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった(株)日新工業所は、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。また、立川工業(株)及び富士高工業(株)は、(株)Nui Tec Corporationに吸収合併されたことにより、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：泰極汽車内飾 (太倉) 有限公司、タチエサービス(株)、(株)TSデザイン (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 一社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 6社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリム INC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工自動車部件有限公司

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：泰極汽車内飾 (太倉) 有限公司、タチエサービス(株)、(株)TSデザイン

関連会社

会社名：鄭州泰新汽車内飾有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工自動車部件有限公司を除き、連結計算書類提出会社と同一であります。

錦陵工業(株)、テクノトリムINC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工自動車部件有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、(株)日新工業所、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極 (広州) 汽車内飾有限公司を除き、連結計算書類提出会社と同一であります。

タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極 (広州) 汽車内飾有限公司の決算日は12月31日、(株)日新工業所の決算日は2月29日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

###### ②デリバティブ

時価法

###### ③たな卸資産

製品・仕掛品(量産品)、原材料

主として総平均法による原価法

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ169百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ71百万円減少しております。

###### ②無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

なお、カナダ連結子会社ののれんについては、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」を適用しております。

###### ③長期前払費用

定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

###### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

###### ④役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社のうち3社については、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 在外連結子会社が採用している会計処理基準  
 インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V. はメキシコ法人であり、その計算書類は同国の会計原則に準拠してインフレーション会計によって作成されております。その概要は、恒久資産（固定資産、投資、繰延資産）の取得原価、償却累計額及び資本勘定各科目につき消費者物価指数の修正率を乗じて再評価を行う方式であります。また、貨幣性資産・負債に生ずる貨幣購買力損益は期間損益として処理しております。
- (5) 重要なリース取引の会計処理  
 主としてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 税抜による処理を行っております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
 のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- |                |          |  |
|----------------|----------|--|
| (1) 担保に供している資産 |          |  |
| 土 地            | 1,062百万円 |  |
| 建物及び構築物        | 4,509百万円 |  |
| 機械装置及び運搬具      | 6百万円     |  |
| 計              | 5,578百万円 |  |
| (2) 担保に係る債務    |          |  |
| 流動負債「その他」      | 503百万円   |  |
| 長期借入金          | 800百万円   |  |
| 固定負債「その他」      | 3,343百万円 |  |
| 計              | 4,647百万円 |  |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,839百万円
3. 保証債務の内容及び金額
- (1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。
- |                        |        |              |
|------------------------|--------|--------------|
| タックル シーティング UK Limited | 472百万円 | (2,362千GBP)  |
| フジ オートテック U. S. A. LLC | 405百万円 | (4,050千US\$) |
| 広州富士機工汽車部件有限公司         | 114百万円 | (8,015千RMB)  |
| タチエスサービス株式会社           | 2百万円   |              |
| 従業員                    | 1百万円   |              |
| 計                      | 996百万円 |              |
- (2) 関係会社等のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。
- |                        |        |              |
|------------------------|--------|--------------|
| フジ オートテック U. S. A. LLC | 217百万円 | (2,170千US\$) |
|------------------------|--------|--------------|

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	35,022,846	—	—	35,022,846

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### ①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	186百万円	6円	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	155百万円	5円	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日

②基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

平成20年6月27日定時株主総会において次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	155百万円	5円	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

### 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,449円56銭

1株当たり当期純利益 68円01銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	2,111百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	2,111百万円
普通株式の期中平均株式数	31,047,848株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>35,197</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,590</b>
現金及び預金	3,209	支払手形	1,809
受取手形	5,346	買掛金	27,594
売掛金	21,919	関係会社受託金	247
有価証券	100	未払金	730
製品	699	未払費用	2,394
原材料	1,334	未払法人税等	863
仕掛品	120	役員賞与引当金	35
貯蔵品	215	預り金	233
前渡金	24	設備関係支払手形	195
前払金	1,309	前受収益	372
繰延税金資産	749	その他	113
短期貸付金	9	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,682</b>
未収入金	162	長期借入金	1,700
その他の金	24	退職給付引当金	1,129
貸倒引当金	△ 28	役員退職慰労引当金	437
<b>固 定 資 産</b>	<b>38,404</b>	預り敷金	397
<b>有形固定資産</b>	<b>16,811</b>	預り保証金	3,018
建物	6,319	<b>負 債 合 計</b>	<b>41,273</b>
構築物	363	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置	3,906	<b>株 主 資 本</b>	<b>31,699</b>
車両運搬具	18	資本金	8,145
工具器具備品	833	資本剰余金	7,730
土地	4,891	資本準備金	7,697
建設仮勘定	477	その他資本剰余金	33
<b>無形固定資産</b>	<b>440</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>19,750</b>
ソフトウェア	422	利益準備金	480
その他	17	その他利益剰余金	19,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,153</b>	圧縮記帳積立金	22
投資有価証券	5,288	別途積立金	15,000
関係会社株式	11,775	繰越利益剰余金	4,246
関係会社出資金	2,552	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 3,927</b>
長期貸付金	823	評価・換算差額等	630
破産更生債権等	1	その他有価証券評価差額金	630
長期前払費用	20	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>32,329</b>
繰延税金資産	293	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>73,602</b>
差入保証金	572		
その他の金	157		
貸倒引当金	△ 333		
<b>資 産 合 計</b>	<b>73,602</b>		

# 損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		146,020
売上原価		137,309
売上総利益		8,711
販売費及び一般管理費		6,494
営業利益		2,216
営業外収益		
受取利息及び配当金	583	
その他	128	712
営業外費用		
支払利息	91	
その他	265	357
経常利益		2,571
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
特別損失		
固定資産処分損失	117	
減損損失	31	
関係会社貸倒引当繰入額	262	
関係会社株式評価損	2	
ゴルフ会員権評価損	27	
投資有価証券評価損	161	600
税引前当期純利益		2,048
法人税、住民税及び事業税		947
法人税等調整額		△ 353
当期純利益		1,454

株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金 合 計	利益準備金	特別償却 準備金	その他利益剰余金 圧縮記帳 積立金
平成19年3月31日残高	8,145	7,697	33	7,730	480	2	23
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△2	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△0
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△2	△0
平成20年3月31日残高	8,145	7,697	33	7,730	480	—	22

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計					
平成19年3月31日残高	15,000	3,131	18,637	△3,926	30,588	1,856	1,856	32,444
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	△341	△341	—	△341	—	—	△341
当期純利益	—	1,454	1,454	—	1,454	—	—	1,454
特別償却準備金の取崩	—	2	—	—	—	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	0	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	0	0	—	—	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	△1,226	△1,226	△1,226
事業年度中の変動額合計	—	1,115	1,112	△1	1,111	△1,226	△1,226	△115
平成20年3月31日残高	15,000	4,246	19,750	△3,927	31,699	630	630	32,329

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

②その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品(量産品)、原材料 総平均法による原価法

②その他の製品・仕掛品

個別法による原価法

③貯蔵品

最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法によっております。

(会計処理の変更)

当事業年度から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ109百万円減少しております。

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ56百万円減少しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物	4,507百万円
構築物	2百万円
機械装置	6百万円
計	5,578百万円

(2) 担保に係る債務

預り金	181百万円
前受収益	322百万円
長期借入金	800百万円
預り敷金	371百万円
預り保証金	2,971百万円
計	4,647百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,878百万円

3. 保証債務の内容及び金額

(1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

インダストリアデアシメント スペリアル S.A. DE C.V.	1,202百万円	(12,000千US\$)
タックル シーティング UK Limited	472百万円	(2,362千GBP)
タックル シーティング U. S. A. LLC	510百万円	(5,100千US\$)
フジ オートテック U. S. A. LLC	405百万円	(4,050千US\$)
広州富士機工汽車部件有限公司	114百万円	(8,015千RMB)
泰極(広州)汽車内飾有限公司	7百万円	(550千RMB)
タチエスサービス株式会社	2百万円	
従業員	1百万円	
計	2,717百万円	

(2) 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。

フジ オートテック U. S. A. LLC	217百万円	(2,170千US\$)
タチエス エン지니어リング ヨーロッパ S.A.R.L.	0百万円	(0千EUR)
計	217百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,877百万円

長期金銭債権 756百万円

短期金銭債務 6,337百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

## 損益計算書関係に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,767百万円
仕入高	22,763百万円
その他の営業費用	792百万円
営業取引以外の取引高	518百万円



## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,974,200	1,684	158	3,975,726

- (注) 1. 自己株式当期増加の内訳  
 単元未満株式の買取による増加 1,684株
2. 自己株式当期減少の内訳  
 単元未満株式の買増請求による減少 158株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税否認	86百万円
賞与引当金否認	440
役員退職慰労引当金否認	177
退職給付引当金否認	457
その他	359
繰延税金資産 小計	1,521
評価性引当額	△ 34
繰延税金資産 合計	1,487
繰延税金負債との相殺	△ 444
繰延税金資産の純額	1,043

### 繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△ 15百万円
その他有価証券評価差額金	△ 428
繰延税金負債 合計	△ 444
繰延税金資産との相殺	444
繰延税金負債の純額	—

(注) 法人税等の税率の変更

平成20年4月30日付で「地方特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）」が公布されました。これにより、翌事業年度以降の繰延税金資産及び負債の計算に用いる法定実効税率が変更となっておりますが、この変更による影響額は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	兼任 2名	当社製品 の部品製 造	部品等の購入 原材料の支給 施設等の貸付	19,685 13,457 5	買掛金 未払費用 関係会社 受託金 前払金 未収入金	712 7 221 689 6
	タチエス エ ンジニアリン グ U. S. A. INC.	所有 直接 100%	兼任 2名	当社の米 国における 営業開 発業務	部品等の購入 技術支援及び 部品等の販売 受取配当金	86 257 331	買掛金 未払費用 売掛金 未収入金 その他流 動資産	0 0 13 52 0
	インダストリ ア デ アシエ ント スペリ オル S. A. DE C. V.	所有 直接 80.8% 間接 19.2%	兼任 1名	技術支援 及び部品 の供給他	部品等の購入 技術支援及び 部品等の販売 銀行借入に対 する債務保証	46 3,667 1,202	買掛金 未払費用 その他流 動負債 売掛金 未収入金 その他流 動資産	0 9 0 566 11 0
	タチエス エ ンジニアリン グ ヨーロッ パ S. A. R. L.	所有 直接 100%	兼任 1名	当社の欧 州における 営業開 発業務	部品の販売 リース契約に 対する債務保 証	1 0	未払費用 未収入金	0 10
	関連 会社	富士機工 株式会社	所有 直接 24.6%	兼任 1名	当社製品 の部品製 造	部品の購入 原材料の支給	14,321 219	買掛金 未収入金

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法
- (1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 銀行借入に対する債務保証については、出資割合に応じて行っております。

### 一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,041円30銭

1 株当たり当期純利益 46円83銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,454百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	1,454百万円
普通株式の期中平均株式数	31,047,848株

※記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月13日

株式会社 タ チ エ ス  
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5月13日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 友田和彦 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加藤達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

個別注記表に記載されているとおり、当事業年度から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役	小 泉 忠 男	㊤
常勤監査役	川 崎 守	㊤
社外監査役	河 合 弘 之	㊤
社外監査役	一法師 信 武	㊤

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、事業年度毎の利益の状況と事業展開の動向、更には連結配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持を基本方針とし、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、配当総額155,235,600円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当を含めました当期の年間配当金は、1株につき金10円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社最高執行責任者 平成17年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者 現在に至る	736,628株
2	樽見 耕作 (昭和17年10月17日生)	昭和41年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役、副社長 平成17年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、経営監査室担当 現在に至る	21,390株
3	小池 満也 (昭和19年7月17日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役を退任 当社執行役員 平成14年6月 当社上級執行役員 平成15年6月 当社取締役、常務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役、副社長 現在に至る 平成20年4月 当社品質保証部門管掌 現在に至る	25,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	田口裕史 (昭和22年1月18日生)	<p>平成10年4月 当社入社理事 インダストリア デ アシエン ト スペリオル S.A. DE C.V. 取締役社長</p> <p>平成13年6月 日産自動車株式会社入社 平成13年10月 同社第一海外販売本部中国室 主管</p> <p>平成14年4月 同社中国事業室主管 平成15年1月 当社入社顧問 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役、常務執行役員 平成20年4月 当社取締役、副社長、経営統 括部門・購買部門管掌 現在に至る</p> <p>(他の法人等の代表状況) タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締 役会長 タチエス カナダ LTD. 取締役社長 タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L. 取締役社長 インダストリア デ アシエント スペリオル S. A. DE C.V. 取締役会長</p>	16,400株
5	松下和好 (昭和26年7月4日生)	<p>昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成20年4月 当社副社長、営業部門・開発 部門・生産部門・愛知事業部 部門管掌 現在に至る</p>	10,600株
6	野上義之 (昭和27年1月9日生)	<p>昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年4月 同社海外事業部副部長 平成11年12月 同社退社 平成12年1月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 現在に至る</p> <p>平成19年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成20年4月 当社経営統括部門長 現在に至る</p>	10,280株



番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
7	川村 清治 (昭和24年2月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 テクノトリムINC. 取締役社長 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員、生産部門長 現在に至る	6,500株
8	小林 英雄 (昭和24年12月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年4月 当社第三設計チームリーダー 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 現在に至る 平成20年4月 当社開発部門長、愛知事業副部門長 現在に至る	5,830株
9	木津川 迪洽 (昭和22年3月19日生)	昭和50年4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年4月 木津川迪洽法律事務所設立 平成11年4月 クローバー法律事務所設立 パートナー 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る	2,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 木津川迪洽氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について  
木津川迪洽氏は、弁護士としてその専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について  
木津川迪洽氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は木津川迪洽氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小泉忠男氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
関口 義雄 (昭和24年12月1日生)	昭和43年4月 当社入社 平成12年4月 当社情報システムチームリーダー 平成18年4月 当社車種企画部長 平成19年4月 当社経営監査室長 現在に至る	3,800株

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成19年6月27日開催の第55回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされており、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である河合弘之氏及び一法師信武氏の補欠の社外監査役として、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
木下 徳明 (昭和14年12月3日生)	昭和41年6月 公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成5年10月 朝日監査法人代表社員 平成14年4月 中央大学商学部教授 現在に至る 平成18年6月 当社特別委員会委員 現在に至る 三井造船株式会社補欠監査役 現在に至る 平成19年6月 当社補欠監査役 現在に至る	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 木下徳明氏は、社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について  
木下徳明氏は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について  
木下徳明氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、学識経験者として財務及び会計に関する専門知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について  
木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される小泉忠男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

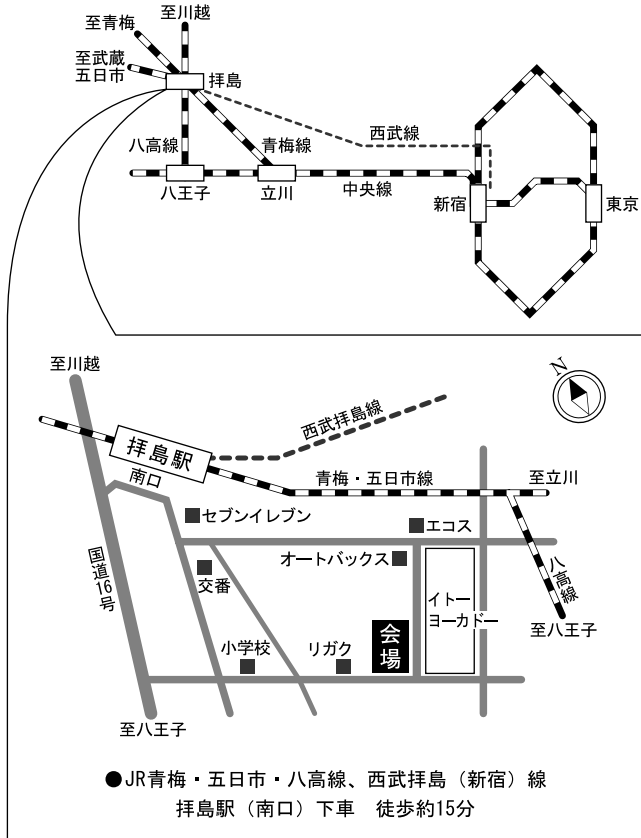
氏 名	略 歴
小 泉 忠 男	平成7年6月 当社監査役 現在に至る

### 第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち、社外取締役を除く6名に対し、当期の業績等を勘案し、総額3,500万円の取締役賞与を支給したいと存じます。なお、各取締役に對する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### 会 場

東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
 当社 本社 3階講堂